

4

林業・木材産業の労働安全の確保に向けて

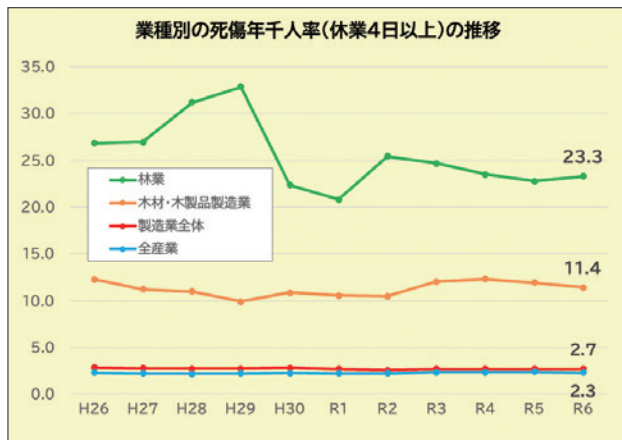
毎年7月1日から7日は「全国安全週間」です。国内における人手不足が深刻化する中、林業・木材産業も例外ではなく、従事者の確保が大きな課題となっています。林業・木材産業の労働力を確保するためには、働く人にとって安全で働きやすい魅力ある職場とすることが不可欠です。林野庁では、林業・木材産業で働く人を守り、労働災害を減らしていくための取組を進めています。

1 林業

(1) 労働災害の特徴

林業は、急傾斜地などの足場が不安定な作業環境で、チェーンソーなどの刃物を使用し、重量物である木材を扱うことなどから、労働災害発生率が高く、令和6年の死傷年千人率(注)でみると23・3で全産業平均の約10倍となっています。

特に、死亡災害のうち伐木作業中に発生したものが多くを占めており、伐木作業における安全対策が重要です。また、経験の少ない作業員に加えて、高齢・ベテランの作業員による災害も多いほか、小規模経営



出典：厚生労働省労働者死傷病報告及び総務省労働力調査

体での災害が多くなっています。
注 年間の労働者1,000人あたりに発生した死傷者数(休業4日以上)の死傷災害の割合のこと

(2) 安全対策の取組

こうした中、林野庁では、労働安全対策の取組の一つとして、林業の知見を有する労働安全コンサルタントが林業経営体の安

全管理体制のチェックを行う「安全診断」を実施することにより、経営層の安全に対する意識改革と安全管理体制の改善を促進しています。

安全診断のご案内
労働安全対策を見直すチャンスです！
無料！
申込優先！

安全診断の流れ
1. 安全診断の依頼
2. 安全診断の実施
3. 安全診断の結果報告
4. 安全対策の実施
5. 安全診断の効果検証

安全診断のお申込方法

経営体名	()
住所	()
代表者名	()
電話番号	()
Eメール	()
FAX	()

Eメール: info@rousei-anzen.org
TEL: 05-5654-2771 FAX: 05-5654-2780
全国木材生産者協会連合会 林業労働安全強化対策事務局

安全診断事業リーフレット

安全診断のメリット

- 経営者の安全意識を高め、経営層の安全に対する関心を高める。
- 労働者の安全意識を高め、労働者の安全に対する関心を高める。
- 労働者の安全意識を高め、労働者の安全に対する関心を高める。

1 日光市森林組合(栃木県)
安全対策の推進を支援してくれた。

2 西尾林業(愛媛県)
安全対策の推進を支援してくれた。



林業労働災害撲滅研修

そのほか、ベテラン作業員向けの伐木技術の学び直し研修や研修に活用できるマニュアルの作成、作業安全講習会の開催、防護ブーツ・ファン付き作業着等の安全衛生装備・装置の導入への支援などを行っています。さらに、対策の強化に向けて、伐木作業を始めとする危険な作業の遠隔操作化や自動化の技術開発・実証の取組も進めています。

2 木材産業

(1) 労働災害の特徴

木材産業における労働災害の発生率は、令和6年の死傷年千人率でみると11・4で、林業、漁業に次いで高くなっています。林業の23・3に比べれば低いようにも思いますが、製造業全体の2・7と比べて約4・2倍であり、工場という整備された環境で行われる産業としては高い水準にあると言わざるを得ません。

木材産業で発生する労働災害は、木材を運搬する装置に挟まれてしまったり、木材加工用機械の高速回転する刃物に触れてしまったりすることによるものが多くあります。

機械を安全に使用するには、「機械を使う側」が適切な作業手順、作業動作、使用方法を徹底するだけでなく、人がミスをしても、事故につながらにくい安全性の高い

設備やさまざまな安全装置を導入することも重要となります。

(2) 安全対策の取組

安全対策の取組は、マンネリ化・形骸化しがちな側面があります。特に中小規模の工場では、人手が足りず、安全対策が後回しにされてしまうことも考えられます。ぜひ取り組んでほしいのが「安全パトロール」です。

安全パトロールは、第三者の視点で事業場を見ることができ、多くの問題点を明らかにすることができると言われています。

林野庁では、専門家の視点で安全パトロールを行うための「安全診断・評価マニュアル」の作成・普及の取組を支援しています。一般社団法人全国木材組合連合会のウェブサイトからダウンロードできますので、ぜひマニュアルを活用して、職場の安全対策の取組の見直しを行ってみてください。

3 作業安全の啓発

安全対策の更なる推進に向けて、仕事猫とコラボしたステッカーや研修動画などを作成しています。ぜひご活用ください。



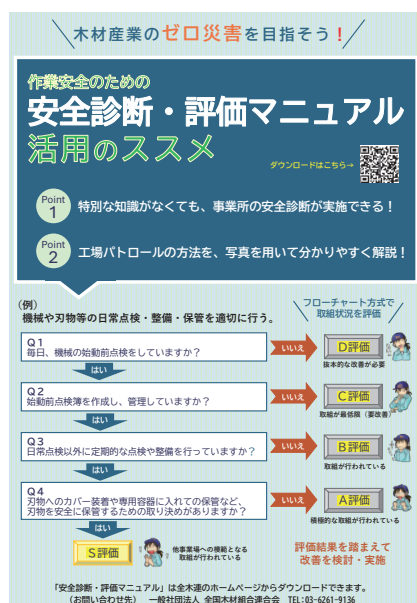
作業安全ステッカー



林業・木材産業の作業安全(林野庁ウェブサイト)→



安全柵とインターロック装置(柵の扉を開けると機械が自動的に停止)



安全診断・評価マニュアルリーフレット

事業者の皆様へのお知らせ

令和7年施行の労働安全衛生規則の改正の概要をお知らせします。

(1) 一人親方等への保護措置の義務化(令和7年4月1日施行)
これまで事業者が労働者に対して行っていた、危険箇所への立入禁止や退避等の措置について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者(一人親方や他社の労働者、資材搬入業者など)も対象とすることが義務付けられました。

個人事業者等の安全衛生対策について
(厚生労働省ウェブサイト)→



(2) 職場における熱中症対策の強化(令和7年6月1日施行)

熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ① 熱中症のおそれがある作業者を発見したとき等の報告体制の整備・周知
- ② 作業からの離脱、身体の冷却、医療機関への搬送など、症状を悪化させないために必要な内容や実施手順の作成・周知

が義務付けられました。すでに整備されている緊急連絡体制の中に、熱中症対策に関する事項を追加するなどの対応が必要となります。

職場における熱中症対策の強化について
(厚生労働省ウェブサイト)→

